

私たちの生活道路をみんなで整備しよう！

生活道路の整備に市が補助します

市では、4月1日から「私たちのみち事業」に取り組みます。

この事業は、市道以外で地域住民の生活に密着した道路を、関係者自ら舗装または改修する場合において、整備に要する経費の原材料費および機械の借上げ料を補助し、快適なまちづくりを推進するものです。

補助経費	限 度 額
原材料費	生活道路1路線につき 20万円以内
重機その他の機械借上料	生活道路1路線につき 5万円以内

補助対象となる道路（里道・私道）

- ① 一般の通行の用に供され、関係住宅が2戸以上ある生活道路
- ② 起点及び終点が市道へ通じる等、通り抜けが可能な生活道路
- ③ その他公共性が高いと特に認めた生活道路

※ 補助対象とならない道路

- ① 市道
- ② 益田市農林道管理条例(平成9年益田市条例第8号)に規定する道路
- ③ 法人又は個人が所有するアパート、寮又は事業所等に係る通行の用に専ら供される道路
- ④ 不動産に係る事業所得を得ることを目的として築造される道路
- ⑤ その他整備するのに不相当であると認める道路

詳しい内容は

土木課機動管理室 管理係(電話 31-0629)にお問い合わせください。